

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための 措置（水防法第 15 条関連）の促進について

1 . 水防法第 15 条における規定

平成 17 年に水防法第 15 条が、下記のとおり改正された。

< 水防法第 15 条抜粋 >

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)	
第 15 条 市町村防災会議（災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第 1 項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。	
一	(省略)
二	(省略)
三	浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
2	市町村防災会議は、前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
3	第 1 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

2 . 各市の現状

水防法第 15 条の規定に対する各市の対応状況は下表のとおり。

< 水防法第 15 条の規定に対する対応状況 >

	大津市	草津市	守山市	栗東市	野洲市
浸水想定区域図	琵琶湖	琵琶湖、野洲川、草津川	琵琶湖、野洲川	野洲川	琵琶湖、野洲川
対象施設の整理	・対象施設のリストは整理済。	・対象施設のリストは整理済。 ・地域防災計画見直し案作成済。	・対象施設のリストを整理中。	・対象施設のリストは整理済。 ・浸水想定区域図内の施設の抽出については、要援護者支援マニュアルの作成に併せて整理する。	・対象施設のリストは整理中。
ハザードマップの整理	・平成 19 年 6 月 1 日に公表済 要援護者対応として避難所を設定、浸水する恐れがある避難所および代替避難所も明示している。	・ H 18 年度作成 ・ H 19 . 5 月配布	・平成 19 年度作成予定。	・ H 19.7 公表済	・平成 18 年度に作成済。 ・平成 19 年 5 月に全戸配布。 ・各自治会長及び自主防災組織等のリーダーを対象に説明会を実施済。
洪水予報などの伝達方法の設定	・伝達手法は防災計画マニュアルに反映済。 ・伝達方法としては、有線、防災行政無線、メール配信、消防団などの複数の手段で情報伝達のシステムを構築している。	・防災計画見直し案作成済。	・伝達手法の検討については、ハザードマップ調査に併せて実施。 ・地震に対応した情報伝達システムはある。	・伝達手法の検討については、今後調整する。 ・同報系防災行政無線の設置工事を本年度実施する。	・伝達手法の検討については、年度内に整理。
地域防災計画への掲載及び公表	H20.7 見直し予定。	H19.12 見直し予定。	H22.3 見直し予定。	H20.3 見直し予定。	H21.3 見直し予定。

(平成 19 年 11 月の県ヒアリング反映済み)

3 . 今後の対応

速やかに、浸水想定区域内における対象施設（要援護者施設及び地下街等）に対する洪水予報等の伝達方法を、ハザードマップ及び地域防災計画に反映し公表する必要がある。